

平成22年12月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 有 泉 佳代子

平成21年(行ウ)第8号 公金支出差止め請求事件

口頭弁論終結日 平成22年9月9日

判 決

宇都宮市若松原三丁目14番2号 秋元照夫税理士事務所

原	告	市民オンブズパーソン	栃木
同代表者兼訴訟代理人	弁護士	高 橋	信 正
同 訴 訟 代 理 人	律 師	大 木	一 俊
同		若 狭	昌 稔
同		梶	智 子
同		須 藤	博
同		米 田	軍 平
同		田 中	徹 步
同		一 木	明
同		五 味 淵	郁 章
同		菊 田	毅 子
同		品 川	尚 子
同		浅 木	一 希

宇都宮市塙田一丁目1番20号

被	告	栃 木 県	知 事
		福 田	富 一
同 訴 訟 代 理 人	律 師	谷 田	容 一
同 指 定 代 理 人		石 崎	金 市
同		小 川	茂 樹
同		岡 田	雅 人

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、栃木県収用委員会の委員，栃木県人事委員会の委員，栃木県労働委員会の委員，栃木県選挙管理委員会の委員，栃木県教育委員会の委員，栃木県公安委員会の委員及び常勤を除く栃木県監査委員（以下，これらの委員を「本件各委員」という。）に対し，別紙「行政委員報酬一覧表」記載の月額報酬を支出してはならない。

第2 事案の概要

- 1 本件は，栃木県内に事務所を有する権利能力のない社団である原告が，本件各委員に月額報酬を支給する旨の条例は，①地方自治法（以下「法」という。）203条の2第2項に違反し無効であり，②法2条14項及び地方財政法4条1項に違反し無効であるから，上記の月額報酬の支給は法203条の2第4項に違反する違法な公金の支出に当たると主張して，被告に対し，法242条の2第1項1号に基づき公金の支出の差止めを求める住民訴訟である。

2 前提事実等

- (1) 原告は，栃木県内に事務所を有する権利能力のない社団である。

被告は，栃木県知事であり，本件各委員に対する報酬の支給に係る権限を有している。 (乙14)

- (2) 法203条の2は，第1項において「普通地方公共団体は，その委員会の委員，非常勤の監査委員…その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し，報酬を支給しなければならない。」と規定し，第2項において，「前項の職員に対する報酬は，その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし，条例で特別の定めをした場合は，この限りでない。」と規定し，第4項において，「報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は，

条例でこれを定めなければならない。」と規定する。

- (3) 法203条の2第2項（平成20年法律第69号による改正前の法203条2項）は、昭和31年法律第147号による改正（以下「昭和31年改正」という。）によって設けられたものであるが、これを受けて、栃木県収用委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年栃木県条例第26号）2条、栃木県人事委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第25号）2条、栃木県労働委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第28号）2条、栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第27号）2条、栃木県教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第29号）2条、栃木県公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第30号）2条及び栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例（昭和31年栃木県条例第26号）3条、4条は、それぞれその委員会の委員及び非常勤の監査委員について、次のとおり報酬の額を定めている（以下、上記各条例をまとめて「本件各条例」という。）。

ア 収用委員会

会長たる委員 月額10万3000円

その他の委員 月額 8万3000円

イ 人事委員会

委員長たる委員 月額19万4000円

その他の委員 月額17万7000円

ウ 労働委員会

会長たる委員 月額19万4000円

公益委員 月額17万7000円

使用者委員及び労働者委員 月額15万8000円

エ 選挙管理委員会

選挙管理委員会の委員長たる選挙管理委員 月額19万4000円

その他の選挙管理委員 月額17万7000円

オ 教育委員会

委員長たる委員 月額19万4000円

その他の委員 月額17万7000円

カ 公安委員会

委員長たる委員 月額19万4000円

その他の委員 月額17万7000円

キ 監査委員

議会の議員の中から選任された委員 月額11万6000円

識見を有する者の中から選任された非常勤の委員

月額19万4000円

- (4) 原告は、栃木県監査委員に対し、平成21年5月20日、本件各委員に対する月額報酬支給に関する公金の支出の差止め等を求める旨の監査請求（以下「本件監査請求」という。）をした。
- (5) 栃木県監査委員は、平成21年7月2日、本件監査請求を却下する決定をし、原告は、同月27日、本件訴えを提起した。
- 3 争点及び争点に関する当事者の主張
- (1) 本件各条例は法203条の2第2項に違反し無効であるか。

（原告の主張）

ア 普通地方公共団体において、非常勤の委員及び職員等に対する報酬については、法203条の2第2項本文により日額の報酬の額を定めて同額に実際の勤務日数を乗じた額を支給する方式（以下「日額制」という。）を原則とすることを明文により定めたのは、上記の報酬が、地方議会の議員や常勤の委員及び職員等と異なり、純粋に勤務実績に対する反対給付とし

ての性格のみを有していることを徹底しようとしたものであるから、この点について議会の判断に裁量権はなく、同項ただし書により条例で特別の定めをすることができるのも、その業務の繁忙度等から、勤務実態が常勤の職員と異ならないといえる場合に限られる。

イ 本件各条例は、本件各委員の勤務実態が常勤の職員と異ならないといえないにもかかわらず、月額報酬の額を定めて勤務日数にかかわらず同額を支給する方式（以下「月額制」という。）を採用したものであるから、法203条の2第2項に違反し無効である。

本件各委員の平成18年度から平成20年度までの勤務実態（なお、平成20年度については本件各委員の定例会、会議及び行事等の1回当たりの報酬の額を摘示する。）は、次のとおりであり、勤務実態が常勤の職員と異ならないといえないことは明白であって、本件各委員について、その職責上、事前の準備等に遺漏なきことを期すること、その職にふさわしい識見の維持・向上のために研さんに努めることなどが求められ、期待されているとしても、これは本件各委員に限られるものではなく、兼職禁止等の制限についても、常勤の職員と比べると軽微なものであって、月額制を採用する根拠とはならない。

(ア) 収用委員会

平成20年度 定例会12回開催

会長 11万8470円

委員 9万5466円

平成19年度 定例会19回開催

平成18年度 定例会13回開催

(イ) 人事委員会

平成20年度 定例会28回開催

委員長 8万3143円

委員 7万5857円

平成19年度 定例会30回開催

平成18年度 定例会31回開催

(ウ) 労働委員会

平成20年度 総会12回開催 労働委員調整事件 6事件

委員長 21万1636円

公益委員 22万9622円

労使委員 19万1515円

平成19年度 総会13回開催 労働委員調整事件 11事件

平成18年度 総会12回開催 労働委員調整事件 7事件

(エ) 選挙管理委員会

平成20年度 定例会10回開催

委員長 23万2800円

委員 21万2400円

平成19年度 定例会11回開催

平成18年度 定例会12回開催

(オ) 教育委員会

平成20年度 定例会19回開催

委員長 12万2526円

委員 11万1789円

平成19年度 定例会20回開催

平成18年度 定例会14回開催

(カ) 公安委員会

平成20年度 出席行事44回

委員長 4万1222円

委員 3万5400円ないし4万2480円

平成19年度 出席行事93回

平成18年度 出席行事83回

(キ) 監査委員

平成20年度 監査委員会議17日開催 本監査48日開催

委員(非常勤) 4万0842円

平成19年度 監査委員会議11日開催 本監査43日開催

平成18年度 監査委員会議9日開催 本監査45日開催

(被告の主張)

原告の主張は争う。

ア 法203条の2第2項ただし書は、条例で特別の定めができる場合について何らの限定も付していない上、立法経緯をみても、昭和31年改正において、議会の議員以外の非常勤の職員につき日額制を貫徹しようとして政府が提出した法律案が国会の議員提案による修正を経て可決されたものである。非常勤の職は多種多様であるから、非常勤の職員の報酬については、勤務日における勤務のほかに考慮すべき要素がないかどうか、考慮すべき諸要素がある場合に、勤務量に比例するものとして日額制とするのが相当か、その職責、勤務日における勤務態様、事前の準備等、必要な識見の維持・向上のための営みなどを総合的に評価して月額制とするのが相当かについても、普通地方公共団体の住民を代表する議会の裁量的判断に委ねたものであると解されるから、その裁量権の逸脱、濫用にわたらない限り、本件各条例を法203条の2第2項に違反し無効であるということはいできない。

イ 本件各条例は、監査委員を除く本件各委員は合議制の行政機関として、監査委員は独任性の行政機関として、その所掌事務に関し知事とは独立して直接的に行政権限を行使する権限と責任を有し、定例会、臨時会等の勤務時間内の職務に専念するだけでなく、事前の準備等に遺漏なきことを

期すること、その職にふさわしい識見の維持・向上のために研さんに努めることなどが求められ、期待されているものであって、兼職や行動の自由の制限があることも軽視することはできない。

栃木県議会は、このような委員の職責、勤務態様、事前の準備、研さんの必要といった事情を考慮し、本件各委員について月額報酬制を採用することが相当であると判断して本件各条例を制定したものであるから、その判断が裁量権の逸脱、濫用にわたるものではない。

(2) 本件各条例は法2条14項及び地方財政法4条1項に違反し無効であるか。

(原告の主張)

本件各条例は、平成20年度における本件各委員の定例会、会議及び行事等の1回当たりの報酬の額が本件各委員の勤務実態に照らし著しく過大であるから、法2条14項及び地方財政法4条1項に違反し無効である。

(被告の主張)

原告の主張は争う。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (本件各条例は法203条の2第2項に違反し無効であるか。) について

(1) 普通地方公共団体の委員会の委員や非常勤の監査委員の報酬について、法203条の2第2項ただし書により条例で特別の定めをする場合、いかなる委員について、日額制以外のいかなる方法を定めるか、報酬の額をいくらとするかは、条例を制定する普通地方公共団体の議会の裁量判断にゆだねられていると解され、同項本文が日額制を定めていることから直ちに議会の裁量権がないと解することはできない。なお、最高裁平成2年12月21日第二小法廷判決(民集44巻9号1706頁)及び最高裁平成21年(行ヒ)第211号同22年3月30日第三小法廷判決は、費用弁償について同旨の判断をしているが、地方自治法の議会に与えた裁量の有無という点に関しては、

報酬の定めと費用弁償の定めにおいて異なるところはないというべきであり、上記各判例が費用弁償に関するものであって本件とは事案が異なるとの原告の主張を採用することはできない。もっとも、議会の裁量権の範囲に関して、いかなる場合に法203条の2第2項ただし書により議会に与えられた裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したのものとして違法、無効となるかどうかは、文理上明らかではないから、その判断に当たっては、同条項の本文とただし書の関係、昭和31年改正の立法経緯、その後の時の経過に伴う普通地方公共団体を取りまく社会的、経済的状況の変化等の諸要素を踏まえた法の趣旨を考慮するのが相当である。

このような観点から、議会の裁量権の範囲が、上記の委員等の勤務実態が常勤の職員と異ならないといえる場合に限られるかどうかについて、以下検討する。

(2) 議会の裁量権の範囲について

ア 法203条の2第2項は、昭和31年改正において新たに設けられ、同条項の本文において日額制を規定し、ただし書において条例で特別の定めをした場合を規定していることや、常勤の職員や地方議会議員の報酬に関する法の定めとも比較すると、非常勤の委員や職員の報酬の支給については、日額制が原則となることは明らかである。

そこで、条例で特別の定めをすることにより月額制が例外として許容されるに至った立法の経緯を検討すると、証拠（甲4ないし6、乙1ないし3）によれば、昭和31年第24回国会において、地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第111号）においては、議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給することとされていたが、衆議院において、ただし書を加えて、条例で特別の定めをした場合には、この限りではないとの修正案が提出され、修正案のとおり可決されたものであるところ、衆参両議院の会議における議論をみても、少なくとも、選

挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、教育委員会といった執行機関については、最終的にはそれぞれの地方公共団体の自主的判断にまかせるという以上に、特別の定めをもうけることができる場合が、非常勤の委員の勤務実態が常勤の職員と異ならないといえる場合に限られるとの立法者の意図を見いだすことはできない。

イ ところが、その後の時の経過に伴う普通地方公共団体を取りまく社会的、経済的状況、実情の変化等についてみると、証拠（甲1、2、7ないし14、17、18、20、乙12、15）及び弁論の全趣旨によれば、(1) 栃木県監査委員は、平成21年7月2日、本件監査請求を却下する決定をするとともに、同月3日付けで、被告に対し、非常勤の行政委員の月額報酬問題については、複数の都道府県について監査請求が行われ、住民訴訟に発展している状況がみられることから、あらためて行政委員の活動状況等を詳細に調査するとともに、司法の判断、他の都道府県の状況、県の財政状況等を勘案しながら、非常勤の行政委員の報酬の在り方について検証・検討するよう要望したこと、(2) 全国知事会は、平成21年7月15日付け「住民福祉を支える地方消費税の引上げを含む税制抜本改革の提言」において、各都道府県において、行政委員の報酬のあり方等について、各都道府県の実情を踏まえて検討・実施するなど、住民の理解を得るためにさらに一層の改革を進めることなどを提言したこと、(3) 本訴が提起された後、平成21年10月10日、8道県の知事と4政令市の市長が、非常勤の委員の報酬について月額制を見直すべきであると考えているとの報道がされ、同年11月24日、神奈川県知事が、県特別職報酬等審議会の同日付けで提出された「行政委員の報酬について（報告）」を受けて、行政委員の報酬を、一部を除き、日額制に変更する条例改正案を提出する方針を表明したことが報道され、平成22年1月から同年2月にかけて、大阪市、山形県、大分県及び熊本県が、行政委員の報酬の在り方を見直し、月

額制から日額制に変更し、月額制を維持する場合も報酬の額を減額するなどの方針が表明されたことが報道されたこと、(4) 全国知事会行政改革プロジェクトチームは、平成22年7月5日付け「都道府県の行政改革(案) [今後の行政改革の方向性] 中間報告」を公表し、その中で、改革の方向性として、行政委員の報酬については、法の趣旨から、月額支給とすることができる特別な事情がある場合を除き、原則日額支給とすべきであること、ただし、全国調査の結果、現段階では見直しを実施した都道府県はまだ少数で、法の規定についての捉え方も各県により様々であること、司法判断を踏まえて見直す予定としている団体があること等から、全国一律の基準をもって見直すことは困難であるとし、今後、既に見直しを実施した団体の見直し結果の内容、手法などを参考に、司法判断の状況を踏まえつつ、各団体の実情に併せ、各都道府県が自主的に見直しを進めていくこととすることを報告したこと、(5) 平成22年7月15日時点において、行政委員の報酬について月額制を採用する都道府県において、平成22年度のうちに改正条例を施行する予定であるのが6団体、平成23年度のうちに改正条例を施行する予定であるのが2団体、見直しを検討しているのが25団体であること、以上の事実が認められる。

そして、上記認定事実によれば、近年、行政委員の報酬について月額制の見直しの機運が高まっており、法203条の2第2項本文の日額制の原則を重視すべきであるとの社会的認識が形成されつつあることが認められるが、現時点において、勤務実態が常勤の職員と異ならないといえる場合でなければ月額制を維持することが著しく不合理であるとの社会的認識が存在していることまでを認めることはできない。

ウ 以上によれば、上記のような近年の普通地方公共団体を取りまく社会的、経済的状況の変化等を踏まえても、議会の裁量権の範囲が非常勤の委員の勤務実態が常勤の職員と異ならないといえる場合に限られるものと解する

ことはできず、議会に与えられた裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものとして違法、無効となるかどうかについて、非常勤の職員の職務の性質・内容、勤務態様、職責、勤務の実態や他県の状況等の実情を総合的に考慮し、検討するのが相当である。

(3) そこで、本件各条例について検討する。

ア 栃木県収用委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例は、栃木県収用委員会委員の報酬として、会長たる委員につき月額10万3000円、その他の委員につき月額8万3000円を支給するものである。

前記前提事実等と証拠（甲19、乙12）及び弁論の全趣旨によれば、

(1) 栃木県収用委員会は、法180条の5第2項3号、土地収用法51条1項に基づき設置された執行機関たる行政委員会であり、栃木県収用委員会委員は、土地収用法等の定めるその職務を行うため、定例会等に出席していること（定例会は平成20年度は12回、平成19年度は19回、平成18年度は13回にわたり開催された。）、(2) 平成22年4月1日現在の47都道府県の収用委員会の委員に対する報酬について、日額制を採用しているのは12道県であり、日額制と月額制を併用しているのは2県であること、(3) 月額制を採用している都府県の月額報酬の平均額は、会長たる委員につき月額18万0436円、その他の委員につき月額15万3712円であること、以上の事実が認められる。

上記認定の職務の性質・内容、勤務態様、職責、勤務の実態、他県における日額制の採用状況及び月額報酬額の状況に照らすと、執行機関たる栃木県収用委員会委員が、その職責を全うするために事前の準備や日ごろの研さんが必要になることもあり得ることであって、定例会等の出席回数に基づく日額制によらずに月額制を採用する上記条例が、法203条の2第2項ただし書によって与えられた普通地方公共団体の議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものとして違法、無効となるということでは

きず、その他、議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したことを認めるに足りる事情はうかがわれない。

イ 栃木県人事委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例は、栃木県人事委員会委員の報酬として、委員長たる委員につき月額19万4000円、その他の委員につき月額17万7000円を支給するものである。

前記前提事実等と証拠（甲19、乙12）及び弁論の全趣旨によれば、(1) 栃木県人事委員会は、法180条の5第1項3号、地方公務員法7条1項、栃木県人事委員会設置条例1条に基づき設置された執行機関たる行政委員会であり、栃木県人事委員会委員は、地方公務員法の定めるその職務を行うため、定例会等に出席していること（定例会は平成20年度は28回、平成19年度は30回、平成18年度は31回にわたり開催された。）、(2) 平成22年4月1日現在の47都道府県の人事委員会の委員に対する報酬について、日額制を採用しているのは2県であり、日額制と月額制を併用しているのは2県であること、(3) 月額制を採用している都道府県の月額報酬の平均額は、人事委員会の委員長につき月額23万5834円、その他の委員につき月額20万7979円であること、以上の事実が認められる。

上記認定の職務の性質・内容、勤務態様、職責、勤務の実態、他県における日額制の採用状況及び月額報酬額の状況に照らすと、執行機関たる栃木県人事委員会の委員が、その職責を全うするために事前の準備や日ごろの研さんが必要になることもあり得ることであって、定例会等の出席回数に基づく日額制によらずに月額制を採用する上記条例が、法203条の2第2項ただし書によって与えられた普通地方公共団体の議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものとして違法、無効となるということとはできず、その他、議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したことを認めるに足りる事情はうかがわれない。

ウ 栃木県労働委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例は、栃木県労働委員会委員等の報酬として、会長たる委員につき月額19万4000円、公益委員につき月額17万7000円、使用者委員及び労働者委員につき月額15万8000円を支給するものである。

前記前提事実等と証拠（甲19、乙12）及び弁論の全趣旨によれば、(1) 栃木県労働委員会は、法180条の5第2項2号、労働組合法19条の12第1項に基づき設置された執行機関たる行政委員会であり、栃木県労働委員会委員は、労働組合法等の定めるその職務を行うため、総会等に出席していること（総会は、平成20年度は12回、平成19年度は13回、平成18年度は12回にわたり開催された。また、労働委員調整事件の数は平成20年度は6事件、平成19年度は11事件、平成18年度は7事件であった。）、(2) 平成22年4月1日現在の47都道府県の労働委員会の委員に対する報酬について、日額制を採用しているのは3県であり、日額制と月額制を併用しているのは2県であること、(3) 月額制を採用している都道府県の月額報酬の平均額は、会長たる委員につき月額23万8338円、公益委員につき月額20万8407円、使用者委員及び労働者委員につき月額18万8626円であること、以上の事実が認められる。

上記認定の職務の性質・内容、勤務態様、職責、勤務の実態、他県における日額制の採用状況及び月額報酬額の状況に照らすと、執行機関たる栃木県労働委員会の委員が、その職責を全うするために事前の準備や日ごろの研さんが必要になることもあり得ることであって、総会等の出席回数に基づく日額制によらずに月額制を採用する上記条例が、法203条の2第2項ただし書によって与えられた普通地方公共団体の議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものとして違法、無効となるということとはできず、その他、議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したことを認める

に足りる事情はうかがわれない。

エ 栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例は、栃木県選挙管理委員会委員等の報酬として、選挙管理委員会の委員長たる選挙管理委員につき月額19万4000円、その他の選挙管理委員につき月額17万7000円を支給するものである。

前記前提事実等と証拠（甲19、乙12）及び弁論の全趣旨によれば、(1) 栃木県選挙管理委員会は、法180条の5第1項2号、181条1項に基づき設置された執行機関たる行政委員会であり、栃木県選挙管理委員会委員等は、法の定めるその職務を行うため、選挙管理委員会等に出席していること（選挙管理委員会は、平成20年度は9回、平成19年度は11回、平成18年度は10回にわたり開催された。）、(2) 平成22年4月1日現在の47都道府県の選挙管理委員会の委員に対する報酬について、日額制を採用しているのは4県であり、日額制と月額制を併用しているのは2県であること、(3) 月額制を採用している都道府県の月額報酬の平均額は、委員長たる選挙管理委員につき22万5541円、その他の選挙管理委員につき19万3363円であること、以上の事実が認められる。

上記認定の職務の性質・内容、勤務態様、職責、勤務の実態、他県における日額制の採用状況及び月額報酬額の状況に照らすと、執行機関たる栃木県選挙管理委員会の委員が、その職責を全うするために事前の準備や日ごろの研さんが必要になることもあり得ることであって、選挙管理委員会等の出席回数に基づく日額制によらずに月額制を採用する上記条例が、法203条の2第2項ただし書によって与えられた普通地方公共団体の議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものとして違法、無効となるということはできず、その他、議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したことを認めるに足りる事情はうかがわれない。

オ 栃木県教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例は、栃木県教育

委員会委員の報酬として、委員長たる委員につき月額19万4000円、その他の委員につき月額17万7000円を支給するものである。

前記前提事実等と証拠（甲19、乙12）及び弁論の全趣旨によれば、(1) 栃木県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律2条に基づき設置された執行機関たる行政委員会であり、栃木県教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるその職務を行うため、定例会等に出席していること（定例会は平成20年度は19回、平成19年度は20回、平成18年度は14回にわたり開催された。）、(2)

平成22年4月1日現在の47都道府県の教育委員会の委員に対する報酬について、日額制を採用しているのは2県であり、日額制と月額制を併用しているのは2県であること、(3) 月額制を採用している都道府県の月額報酬の平均額は、委員長たる委員につき月額24万4816円、その他の委員につき月額21万0033円であること、以上の事実が認められる。

上記認定の職務の性質・内容、勤務態様、職責、勤務の実態、他県における日額制の採用状況及び月額報酬額の状況に照らすと、執行機関たる栃木県教育委員会の委員が、その職責を全うするために事前の準備や日ごろの研さんが必要になることもあり得ることであって、定例会等の出席回数に基づく日額制によらずに月額制を採用する上記条例が、法203条の2第2項ただし書によって与えられた普通地方公共団体の議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したのものとして違法、無効となるということとはできず、その他、議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したことを認めるに足りる事情はうかがわれない。

カ 栃木県公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例は、栃木県公安委員会委員の報酬として、委員長たる委員につき月額19万4000円、その他の委員につき月額17万7000円を支給するものである。

前記前提事実等と証拠（甲19、乙12）及び弁論の全趣旨によれば、

(1) 栃木県公安委員会は、法180条の5第2項1号、警察法38条1項に基づき設置された執行機関たる行政委員会であり、栃木県公安委員会委員は、警察法の定めるその職務を行うため、定例会等に出席していること（定例会は平成20年度は40回（その他の行事は37回）、平成19年度は42回（その他の行事は51回）、平成18年度は41回（その他の行事は42回）にわたり開催された。）、(2) 平成22年4月1日現在の47都道府県の公安委員会の委員に対する報酬について、日額制を採用しているのは1県であり、日額制と月額制を併用しているのは2県であること、(3) 月額制を採用している都道府県の月額報酬の平均額は、委員長が24万2414円、委員が21万0661円であること、以上の事実が認められる。

上記認定の職務の性質・内容、勤務態様、職責、勤務の実態、他県における日額制の採用状況及び月額報酬額の状況に照らすと、執行機関たる栃木県公安委員会の委員が、その職責を全うするために事前の準備や日ごろの研さんが必要になることもあり得ることであって、定例会等の出席回数に基づく日額制によらずに月額制を採用する上記条例が、法203条の2第2項ただし書によって与えられた普通地方公共団体の議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものとして違法、無効となるということとはできず、その他、議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したことを認めるに足りる事情はうかがわれない。

キ 栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例は、栃木県監査委員の報酬として、議会の議員の中から選任された委員につき月額11万6000円、識見を有する者の中から選任された非常勤の委員につき月額19万4000円を支給するものである。

前記前提事実等と証拠（甲19、乙12）及び弁論の全趣旨によれば、

(1) 栃木県監査委員は、法180条の5第1項、195条1項に基づき設

置された執行機関たる行政委員であり、法の定めるその職務を行うため、監査委員会議等に出席していること（監査委員会議は、平成20年度は17日（本監査は48日）、平成19年度は11日（本監査は43日）、平成18年度は9日（本監査は45日）にわたり開催された。）、(2)平成22年4月1日現在の47都道府県の監査委員に対する報酬について、識見を有する者の中から選任された非常勤の委員につき日額制と月額制を併用しているのが2県であり、議会の議員の中から選任された委員につき日額を採用しているのは2県であり、日額と月額を併用しているのは2県であること、(3)月額制を採用している都道府県の月額報酬の平均額は、識見を有する者の中から選任された非常勤の委員が27万4019円、委員が13万1042円であること、以上の事実が認められる。

上記認定の職務の性質・内容、勤務態様、職責、勤務の実態、他県における日額制の採用状況及び月額報酬額の状況に照らすと、執行機関たる監査委員が、その職責を全うするために事前の準備や日ごろの研さんが必要になることもあり得ることであって、監査委員会議等の出席回数に基づく日額制によらずに月額制を採用する上記条例が、法203条の2第2項ただし書によって与えられた普通地方公共団体の議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものとして違法、無効となるということとはできず、その他、議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したことを認めるに足りる事情はうかがわれない。

2 争点(2)（本件各条例は法2条14項及び地方財政法4条1項に違反し無効であるか。）について

前記説示のとおり、法203条の2第2項ただし書により条例で特別の定めをする場合、報酬の額についても、条例を制定する普通地方公共団体の議会の裁量判断にゆだねられていると解されるところ、法2条14項及び地方財政法4条1項は、地方公共団体の事務処理における基本原則を定めたものであるか

ら、上記各条項の違反が問題となるのは、被告がその事務処理上の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用した場合に限られるというべきである。

そうすると、本件各条例により本件各委員に対しそれぞれその定める月額報酬を支給する旨の条例の定めが議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものということができないことについては、前記認定説示のとおりであるから、原告の主張は採用することができない。

- 3 よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官 今 泉 秀 和

裁判官 有 富 正 剛

裁判官 新 村 晃 一

行政委員報酬一覧表

収用委員会	会 長	月額103,000円
	委 員	月額 83,000円
人事委員会	委員長	月額194,000円
	委 員	月額177,000円
労働委員会	会 長	月額194,000円
	公益委員	月額177,000円
	使用者委員 労働者委員	月額158,000円
選挙管理委員会	委員長	月額194,000円
	委 員	月額177,000円
教育委員会	委員長	月額194,000円
	委 員	月額177,000円
公安委員会	委員長	月額194,000円
	委 員	月額177,000円
監査委員	非常勤委員	月額201,000円

これは正本である。

平成 22 年 12 月 16 日

宇都宮地方裁判所第 1 民事部

裁判所書記官 有 泉 佳代子

